

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第63号
事故等種類	衝突（かき筏 ^{しかだ} ）
発生日時	平成26年3月17日 15時00分ごろ
発生場所	広島県広島市金輪島 ^{かなわ} 北西方沖 広島市所在の宇品灯台から真方位055° 1,550m付近 （概位 北緯34° 20.9′ 東経132° 28.6′）
事故等調査の経過	平成26年3月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 ^{てんじん} 天神丸、1.54トン HS3-26082（漁船登録番号）、個人所有 第270-7123号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 船底外板に擦過傷、プロペラ翼及び舵軸に曲損 かき筏 竹材等に破損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船首約0.3m、船尾約1.0mの喫水により、手動操舵で金輪島北西方沖を北進した。 船長は、船体中央部右舷側の舵輪後方に立って操船を行っていたところ、機関室内のビルジの状態を点検することを思い立ち、かき筏の間の水路の中央に船首を向け、前路に障害物がないことを確認した後、舵輪から手を離してその場にかがみ、機関室上部の開口部から機関室内の点検を始めた。 本船は、平成26年3月17日15時00分ごろ、右舷船首がかき筏に衝突し、同筏に乗り揚げた。 船長は、衝撃及び音でかき筏と衝突したことに気付き、機関を中立として顔を上げ、状況を確認したところ、本船がかき筏の上に乗りがっており、自力航行ができなかったため、整備業者に救助を依頼し、本船は、来援した整備業者の船で引き降ろされた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 低潮時、潮高 約57cm
その他の事項	船長は、金輪島周辺の航行経験が豊富であり、かき筏の設置状況についてもよく知っていた。 本船には、魚群探知機が設置されていたが、レーダー、コンパス及びGPSの設備はなく、自船の位置及びかき筏等との距離の確認は、目視で行われていた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、金輪島北西方沖を北進中、船長が機関室内の点検を行っていたことから、かき筏と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、金輪島北西方沖を北進中、船長が機関室内の点検を行っていたため、かき筏と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航走中には、見張りの妨げとなる各種点検等は行わないこと。